

## 議案第47号

### 鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出等事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、間伐材搬出等事業の費用及び収益の額を勘案して知事が別に定める額とする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、間伐材搬出等事業に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、  
第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を  
有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される補助金について適用し、同日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。